

滋賀県守山職員会館食堂経営委託契約書(案)

一般財団法人滋賀県職員互助会 理事長 ○○○○(以下「甲」という。)と ○○○○○○○○
○(以下「乙」という。)との間に滋賀県守山職員会館内の食堂の経営を委託するため、次のとおり契約を締結する。

(委託業務の内容)

第1条 甲は乙に対し、別紙仕様書に定める業務を委託し、乙はこの契約に定めるもののほか、仕様書に従い委託業務を履行しなければならない。

(経営の基本)

第2条 乙は、受託した業務の運営に当たっては、この契約の各条項を遵守し、甲の職員の福利の増進を図るといふ職員会館の設置の趣旨を尊重してその経営にあたるものとする。

(収益等の帰属)

第3条 経営に伴い生じたすべての収益および損失は、乙に帰属する。

(経費の分担)

第4条 乙の使用に伴う施設使用料、光熱水費、通信費、公租公課、清掃費およびその他業務執行上の通常必要な諸経費は乙の負担とする。

(契約の期間および解除)

第5条 契約の期間は、令和7年○月○日()から令和8年3月31日(火)までとする。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、本契約を解除することができる。

- (1) 本契約に定める事項を遵守しないとき。
- (2) 乙から経営上の理由により業務の継続が困難との申立てがあり、業務の終了に甲乙が合意したとき。
- (3) 諸般の事情により当該建物が必要になったとき。

(損害の賠償)

第6条 乙の責に帰すべき事由によって、使用建物にき損を生じたときは、損害に相当する金額を賠償として甲に支払うか、または原状に回復するものとする。

2 前項のほか、委託業務遂行中に発生した損害(第三者に及ぶ損害を含む。)は、乙の負担とする。ただし、その損害が甲の責に帰すべき事由によるときは、この限りでない。

(有益費等の請求権の放棄)

第7条 乙は、契約期間が満了したときまたは第5条の規定により本契約が解除された場合において、建物に投じた改良費等の有益費、修繕費等の費用があってもこれを甲に請求しないものとする。

(権利義務の譲渡)

第8条 乙は、この契約によって生ずる権利義務を第三者に譲渡し、または承継させてはならない。ただし、甲の承諾のあった場合は、この限りでない。

(業務内容の変更)

第9条 甲は、必要があると認めるときは、委託業務の内容を変更し、または委託業務を一時中止することができる。

(立入調査等)

第10条 甲または職員会館管理者は、乙に対して経営および使用物件等について随時に立入調査し、その他実情の報告を求めることができる。

(疑義等の決定)

第11条 本契約に関し疑義あるときは、甲・乙協議のうえ定めるものとする。

この契約の締結を証するため、この契約書2通を作成し甲乙記名押印のうえ、それぞれ1通を保有する。

令和7年〇月〇日

甲(委託者) 大津市京町四丁目1番1号
一般財団法人滋賀県職員互助会
理事長 ○○○○

乙(受託者)